

# 公益社団法人 全国スポーツ推進委員連合 会員規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国スポーツ推進委員連合（以下「本連合」という）定款第3章に基づき、会員に関する事項について定めることを目的とする。

## (会員の種別)

第2条 会員は、本連合の目的に賛同する団体及び個人であって、定款第5条に定める正会員、普通会员、賛助会員及び名誉会員とする。

## (入会)

第3条 入会は、本連合が別に定める入会届により行うものとする。

## (入会申し込み)

第4条 普通会员は、各都道府県スポーツ推進委員協議会等（以下「都道府県協議会等」という）で入会届を取りまとめの上、入会届に会費を添えて6月末日までに入会申し込みを行うものとする。

2 賛助会員は、入会届に会費を添えて、入会申込日の属する翌月の末日までに納入するものとする。

## (会費)

第5条 会員は、会費を納入するものとする。

(1) 正会員 年間 40,000円

(2) 普通会员 年間 500円

(3) 賛助会員 法人会員 年間1口 50,000円

個人会員 年間1口 10,000円

(4) 名誉会員 納入の必要はないが、本人の意思により納入することができる。

2 納めた会費は、事由の如何にかかわらず返納しない。

## (会費の納入方法)

第6条 会費の納入については、正会員及び普通会员の会費は各都道府県協議会等が取りまとめて納入するものとする。賛助会員については、個別納入とする。

## (普通会员の有効期間)

第7条 普通会員の有効期間は、毎年4月1日から年度末日までとし、1年ごとに更新するものとする。なお、賛助会員については、入会した日から年度末日までとする。

(会員証の交付)

第8条 普通会員には、本連合から会員証を交付する。

(会費の使途)

第9条 会費は、定款第4条に定める公益目的事業に使用するほか、本連合の運営上必要な経費に使用することができる。なお、会費は、毎事業年度における合計額の50%以下を当該年度の法人会計に使用することができる。

(会員の権利)

第10条 会員は、本連合及び都道府県協議会等が実施する事業に参加できるとともに、顕彰の対象となることができる。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、次の各号に該当する場合は会員資格を失う。

- (1) 会費を1年以上滞納したとき
- (2) 死亡(団体にあつては解散)したとき
- (3) 定款第9条に基づき除名されたとき

(規程の変更)

第12条 この規程は、総会の議決を経て変更することができる。

(附則)

この規程は、公益社団法人全国スポーツ推進委員連合設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。